

会議録

会議の名称	令和5年第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会								
開催日時	令和5年5月22日(月) 午前10時00分から午前11時00分まで								
開催場所	加東市役所5階501会議室								
<p>議長の氏名 (会長 平川 真也)</p> <p>出席及び欠席委員の氏名</p> <p>【出席委員】8人</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%;">島谷博委員</td> <td style="width:25%;">木村一夫委員</td> <td style="width:25%;">篠田泰輔委員</td> <td style="width:25%;">平川真也委員</td> </tr> <tr> <td>鷹尾有紀委員</td> <td>井上聡委員</td> <td>花田和典委員</td> <td>宮脇千恵委員</td> </tr> </table> <p>【欠席委員】0人</p>		島谷博委員	木村一夫委員	篠田泰輔委員	平川真也委員	鷹尾有紀委員	井上聡委員	花田和典委員	宮脇千恵委員
島谷博委員	木村一夫委員	篠田泰輔委員	平川真也委員						
鷹尾有紀委員	井上聡委員	花田和典委員	宮脇千恵委員						
<p>説明のため出席した者の職氏名</p> <p>無し</p>									
<p>【出席した事務局職員の氏名及びその職名】</p> <p>加東市教育委員会 教育長 藤原哲史 こども未来部 学校教育課 係長 森本恭央</p> <p>【議題、会議結果、会議の経過及び資料名】</p> <p>1. <議題及び会議の結果></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長及び副会長の選出 会長：平川真也 副会長：井上聡 (2) 令和4年度いじめの状況について <u>異議なし</u> (3) 加東市立学校のいじめ防止に関する取組について <u>異議なし</u> (4) 関係機関との連携について <u>異議なし</u> (5) いじめ重大事態について <u>非公開</u> <p>2. <会議の経過></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 (藤原教育長) ・委嘱書交付、自己紹介 ・議事 ・閉会 									

[1 開会]

事務局 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第2回加東市いじめ問題対策連絡協議会を開催します。

本日の会議の進行を務めます、加東市教育委員会学校教育課森本と申します。本日の協議会は、加東市の会議の公開に関する指針に基づき、公開で開催します。会議の内容は、発言者の名前を伏せて会議録を作成し、会長と議事録署名人2名に署名をいただいた上、会議資料とともに、加東市のホームページで公開します。

なお、会議録の作成のため、音響機器の使用、また、録音することを、ご了承願います。それでは、お手元に配付している次第に従って進めます。

開会にあたりまして、加東市教育委員会教育長藤原哲史がご挨拶申し上げます。

教育長 【あいさつ】

事務局 続きまして、自己紹介をお願いします。

各委員 【名簿順に自己紹介】

[2 委嘱書交付]

【人事異動に伴い、3名の委員交代】

[3 議事]

事務局 議事（1）会長及び副会長の選出に移ります。

昨年度、会長を務められた長谷川委員が交代しました。そのため、新しく会長を選任することになります。加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第2項「会長は、委員の互選により選任する」とあります。事務局より提案してもよろしいでしょうか。

【異議なし の声】

ご異議ないようですので、事務局より提案します。
校長会生徒指導担当の加東市立社中学校 校長の平川委員にお願いしますが、いかがでしょうか。

【異議なし の声】

ご異議ないようですので、承認させていただきます。

それでは、平川会長より、一言ご挨拶をいただきます。

会 長 【あいさつ】

事務局 続いて、副会長の選出にうつります。

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第3項「副会長は、会長の指名により選任する」とありますので、平川会長より指名していただきます。

会 長 それでは、私から指名させていただきます。学校教育課参事兼課長の井上参事を指名しますが、いかがでしょうか。

【異議なし の声】

事務局 ご異議がないようですので、副会長を井上参事にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
以上で議事（１）を終わります。

いじめ問題対策連絡協議会条例第 6 条第 2 項で、「会長は会議の議長となる」ことになっていますので、ここで会長と進行を交代します。

会 長 それでは、僭越ながら、議長を務めます。皆様の協力をいただきながら会議を進めます。今回の議事録署名人は、〇〇委員と〇〇委員をお願いします。
では、議事にうつります。

事務局 会長、事務局より発言の許可を求めます。

会 長 事務局の発言を許可します。

事務局 議事（５）いじめ重大事態の取扱いについて、審議願います。加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第 6 条第 5 項第 1 号で、「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」会議の全部または一部を非公開とすることができるかとあります。本議事は先ほど申し上げた第 1 号に該当する案件として、非公開とすることに委員のみなさまの承認を求めます。

会 長 ただいま、事務局より、議事（５）について、加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第 6 条第 5 項第 1 号「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」に該当するため、本議事について非公開とするよう申し出がありました。
この申し出について、各委員からご質問、ご意見は、ございませんか。

【意見なし】

ないようですので、挙手による承認にうつります。
議事（５）いじめ重大事態について、非公開とすることに承認いただける方は、挙手をお願いします。

【挙手確認】

賛成が出席委員の過半数を越えましたので、議事（５）については非公開とし、会議録から削除し、傍聴の方には退席を求めます。

では、議事へうつります。
（２）令和 4 年度いじめの状況について事務局から説明願います。

事務局 資料の 2 ページに、令和 4 年度のいじめの状況について載せています。令和 4 年度いじめ認知状況は、小学校で 212 件、中学校で 24 件でした。昨年度の同時期と比べて、小中学校それぞれいじめの認知数は約 75%です。小学校の経年比較を見ますと、令和 4 年度のいじめ認知数は、コロナ前の令和 2 年度の認知数と、同程度です。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症予防対策として、臨時休校期間を設け、子ども同士が接触する機会が、例年より減ったことによる認知

数の減少が見られました。

令和3年度は徐々に元通りの学校生活に戻り、子ども同士の関わりが増えたこと、また、小学校段階では年齢が低いため、軽微なトラブルでも、嫌な気持ちになり、いじめを訴えた子どもが増えたのではないかと分析しています。

中学校では、過去4年間と比較しまして、認知数が低くなっており、積極的にいじめを認知しているとは言えない状況です。アンケート調査や、日常の観察において、生徒の困りごとを適切に把握するとともに、安心して、困ったことが相談できる支援体制を整える必要があります。いじめの芽の段階から、早期対応を心がけます。

今後は新型コロナウイルス感染症以前の日常生活が戻って参ります。引き続き、どの学校でもいじめは起こりうるという意識で対応する必要があります。

以上で、令和4年度いじめの状況についての報告を終わります。

会 長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【質問、意見なし】

ないようですので、次に進めます。

続いて、(3)加東市立学校のいじめ防止に関する取組について、事務局から説明願います。

事務局 4ページに、いじめ防止に関する取組を4つ挙げています。

1つ目が、加東市及び各学校は、いじめ防止基本方針を作成しています。この方針の検討と見直しを毎年、行います。

2つ目が、加東市いじめ問題対策連絡協議会の実施です。年2回開催して、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議します。また、各機関の取組等の情報共有、情報交換を行って、連絡調整を図ります。

3つ目が、学校生活の実態把握調査の実施です。各学期に1回実施して、聞き取りを行い、チームで対応します。本調査以外に学校ごとに困ったことカード等の調査を毎月1回行っている学校もあります。児童生徒の困りごとの把握に努めます。

4つ目が、いじめ問題防止活動の実施です。児童生徒会活動において、児童生徒みずからが主体的にいじめを許さない、命の大切さを呼びかける取組を行います。また、子供たちだけではなく、居心地の良い学級づくりをテーマにした研修を全学校で教員向けに実施して、適切な学級経営に取組ます。

4ページには、加東市いじめ防止基本方針として加東市教育委員会が定めた方針を載せています。いじめの防止等の対策に関する基本理念、いじめの定義等を載せています。6ページ以降には、いじめ防止等に関する具体的対策、また、学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成、児童生徒の主体的な活動の推進等、各学校で取り組む内容等を載せています。

11ページには、いじめ問題の対応組織、対応の流れを載せています。各学校でいじめ対応チームを招集して、報告や共通理解、調査等の役割分担の決定など、チームで対応して早期解決に向けて取り組めます。その際、学校内だけでは対応が困難な場合がありますら、委員の皆様や外部機関の力をお借りしたいと存じます。

13ページには、加東市いじめ問題対策連絡協議会の条例を載せています。本協議会はこの条例に基づいて組織しています。

15ページには、学校生活実態把握調査の調査用紙です。3回のうち1回は、担任以外が調査を行うことで、担任に対する困りごとも把握できるよう配慮します。

16ページには、令和4年度いじめ問題防止活動実績報告書を載せています。

各学校の独自の児童会生徒会の方針に基づいて、「いじめを許さない」を合言葉に、挨拶運動や、縦割り班活動等の活動を行っています。

18ページには、児童会生徒会の代表者が市役所に集まり、自分の学校の取組を発表したり、いじめをなくすためにはどうしたらいいかと意見交換したりする、いじめ防止フォーラムを行いました。今年度も実施する予定です。

19ページには、居心地の良い学級づくりを目指す学級経営研修の実施要項を載せています。今週の水曜日に、社小学校で、兵庫教育大学の秋光先生をお招きして、一人一人を大切にする学校・学級づくりの研修を行います。その様子を録画して、その他の学校の先生方に動画視聴研修を行います。子供だけではなく、先生も両輪となって、いじめを許さない学校風土を作ります。

以上で加東市立学校におけるいじめ防止に関する取組の報告を終わります。

会 長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありますか。

【質問、意見なし】

それでは、ないようですので、次に進めます。

(4) 関係機関との連携について、各関係機関から具体的な連携方法や事例等をお話してください。

委 員 それでは、学校の取組として、本校の取組を説明させていただきます。

まず、先ほど事務局の方から説明ありましたように、学校いじめ防止基本方針を毎年、年度末に見直して、年度当初に職員研修において、全教職員で共通理解を図っています。その内容については、ホームページ上にも掲載しています。いじめ防止基本方針に則り、まずは未然防止が必要になります。基本的には、互いの立場を尊重し合う集団づくりを進めていくということで、例えば、道徳授業を中心とした人権意識の向上を図ります。他にも、情報モラル研修や人権講話なども、同じく人権意識を高める取組として実施しています。さらに、生徒会、また児童会を中心とした主体的な取組の例として、本校の場合は、いじめ防止強化月間を2学期に設定しています。さらに、月1回の生徒指導委員会で、学級や学校の様子を把握するようにしています。

早期発見、早期対応ということに関して、教育委員会の生活実態把握調査のほか、月1回困ったことカードの実施を行っています。幅広く、生徒の声を拾うために、担任が行う場合と、担任以外の副担任が行う場合を交互に実施しています。それから、学級集団アセスメントを、年2回実施しています。これは、学級集団の状況を、担任や学年、学校単位で把握して、望ましい集団の方向に進んでいるか、もしも課題があれば、今後どのように対応していくかというものも、話し合っ

て次への実施計画を立てるということから、毎年実施しております。

学期ごとに教育相談週間を設けています。担任と生徒が直接顔を見ながら、生徒や友達の困った状況や、今悩んでいることを出し合う場としています。保健室に心身の不調を訴えてくる生徒も多数あります。養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をしながら、生徒の状態について、細かく対応しています。いじめではないか、という事案が起きた場合は、いじめ対応チームを組織して、チームで対応を進めて、その結果、いじめが解消されているかどうかということについては、その後、経過を観察するようにしています。以上で本校の取組説明を終わります。

会 長 続いて、〇〇委員、よろしく願います。

委 員 子どもセンターいわゆる児童相談所になります。主な業務として児童虐待の対応になりますが、それ以外にも知的障害のお子さんへの療育手帳の発行であった

り、家庭内で子育てが難しい場合の養護相談等、様々な相談を受けている機関になります。状況によって、お子さんの発達検査を実施することもあります。

先ほど、いじめの基本方針やフロー図のところでもありましたように、いじめ発覚後の対応のところ、学校だけで対応困難な事例は出てくるかと思えます。その場合、今説明した児童相談所のスキルと合致する部分があれば、適宜連携しながら取り組んでいきたいと思っています。発覚後の対応が多いとは思いますが、今後とも連携を図りながらいじめ対策に取り組んでいきたいと思っています。

会 長 続いて、〇〇委員、よろしくお願いします。

委 員 神戸地方法務局社支局に所属しています。令和4年統計で人権侵犯事件として計上されている学校におけるいじめは1,047件で、全体の人権侵犯事件数のうち、13.3%と一定の割合を占めております。

人権相談については、学校におけるいじめは5,885件ありました。全体の人権相談件数の3.7%となっています。

人権侵犯事件数も、人権相談件数も全体としては減っておりますけれども、その中でも学校におけるいじめについては、一定の割合を占め続けていて、依然として深刻な状況だと認識しております。

当部署の取組としては、主に2つあります。1つは子供の人権サポート番というフリーダイヤルの相談窓口を設置しています。子どもがいつでも無料で相談できます。もう1つが、毎年6月ごろから子供の人権SOSミニレターという取り組みをしています。切手が不要な便箋と封筒がセットになっていて、法務省から全国の小学校、中学校一斉に配布しています。小学生中学生が友達や先生、家庭にも言えないような悩みをミニレターに書いて、法務局に送る仕組みになっており、中には、児童虐待が発覚したり、深刻ないじめが発覚したりすることがあって、さまざまな人権侵害問題を知る一つの重要なきっかけになっています。

引き続き、皆様のご協力を賜りながら、法務省としての取組を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 次に、〇〇委員、よろしくお願いします。

委 員 現在、当署におきましていじめ問題についての把握はございません。学校における一番の問題につきましては、教育上の配慮等の観点から、一義的には、学校における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害児童や保護者の意向、また学校における対応を踏まえ、警察として必要な対応をとっていかねばならないと考えてます。

そのため、学校及び関係機関と、これまで通り連携を図りながら、対応に万全を期さなければならないと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

会 長 次に、〇〇委員、よろしくお願いします。

委 員 福祉総務課では家庭児童相談室において子どもに対する相談を受けています。今年度から、相談員を増員して対応しています。対応する中で、連携が必要な場合はこども家庭センターや教育委員会、学校等と連携しながら、虐待に関する相談や再発防止の支援を行っております。また一人親家庭への相談支援も行っています。保護者からの相談の中で子どものいじめに関する相談を受けた場合、保護者に情報提供の同意を得た上で、学校教育課へ情報提供をしています。さらに加東市要保護児童対策地域協議会においても定期的に情報集約し、それぞれの家庭において子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように支援していきたいと考えております。

今後も必要に応じて子どもの様子や家庭の支援の方法や役割分担を確認するために、情報共有していきたいと思っていますので、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

会 長 加東市教育委員会については、先ほど事務局として説明がありましたので割愛させていただきます。

続きまして、〇〇委員、よろしくお願い致します。

委 員 週に4回、青パトで巡回して、安全な登下校の啓発を行うとともに、各学校を訪問して気になることの情報収集を行っています。加東市ネット見守り隊という組織を10年以上前から立ち上げて、年2回の連絡会と研修会を開催するとともに、各学校において情報モラル研修会を開催しています。また、各地区から補導委員を選出して、街頭補導や見守り活動をお願いしております。他にも、毎月1回、ネットモニタリングの情報交換を行い、子ども達が犯罪等に巻き込まれないように情報収集を積極的に行いまして、いじめの防止に努めていきたいと考えています。

会 長 次に、〇〇委員、よろしくお願い致します。

委 員 今年度から週3日の勤務となり、学校の相談事に対応する時間が増えました。子どもの変化を見取り、先生方から保護者の情報を得ながら、様々な事案に対応しています。保護者と直接対応することも増えてきました。これまでのケースから、いじめ等の背景に家庭の事情や特性が深く関わっている場合があります。そういったケースに対応する場合は、こども家庭センターや市の福祉総務課と連携しながら、対応していきたいと考えています。今後とも、よろしくお願い致します。

会 長 ただいまの関係機関の説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

〇〇委員、お願いします。

委 員 子ども家庭センターのお話の中で、学校だけで対応困難な事例があった場合、連携できるとお話がありましたが、どのような場合を想定されていますか。

委 員 センターが直接、いじめの対応をすることはないと考えているのですが、そのいじめの背景に、家庭問題であったり、虐待問題であったりするケースが潜んでいる可能性があります。また、お子さん自身の特性等に基づいて、いじめ行動を行っている場合があります。いじめ問題対応される中で、そのような場合があれば、児童相談所の範疇の領域になってくるかなと思います。児童虐待であったり、家庭の問題であったり、本人の性格構造的な問題であったりという背景が潜んでいるかなと思われた場合は、当センターの専門性が発揮できるところかと思えます。そのような場合は、当センターへの相談に繋いでいただけたらと思います。

委 員 ありがとうございます。

会 長 そのほかございますか。

【質問、意見なし】

ないようですので、次に進めます。

(5) いじめ重大事態については、議事の前に承認した通り、非公開とさせていただきます、議事録から削除します。

【非公開】

これもちまして議事を終了させていただきます。進行を司会にお返しします。

事務局 **【事務連絡】**

以上もちまして、令和5年度第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会を閉会します。

令和5年7月21日

議 長

署名人

署名人